道路の位置の指定 (二件) (建築指導課).......

河川区域の変更による廃川敷地等 ( 河川課 ) ......

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)......(かに) いっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱい (が) が) がり (が) が) がり (が) が) がり (が) が) がり (が) が けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)......空に.....屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受 に関する告示の一部改正(都市計画課)......屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定 道路の区域の変更 ( 道路整備課 ) ......

: 五

山

保安林予定森林 ( 長門市 ) ( 森林整備課 ) ...... 解除予定保安林 ( 秋穂町 ) (森林整備課 ) ...... 

П

自然公園法第七条第四項の規定による公園事業の決定 (自然保護課).......

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課).......  悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正(環境政策課)............

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正

(環境政策課) ......

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正(環境政策課)........

争議行為の通知

解散等に係る政治団体の名称等.....

政治団体の名称等......

0

 $\overline{\circ}$ 

資金管理団体の名称等......

目

次

平成 17年 9月30日

(金曜日)

教委告示 開発行為に関する工事の完了 ( 建築指導課 ) ...... 教科用図書採択地区の設定に関する告示の一部改正...... 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 ( 商政課 ) ....

#### 山口県告示第五百十九号

(環境政策課)......

る 県告示第二百六十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行す 騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示 (昭和五十五年山口

平成十七年九月三十日

山口県知事 井 関 成

び阿知須町」を削る。 熊毛郡田布施町」 を「並びに熊毛郡田布施町」に改め、 並びに吉敷郡小郡町及

山口市に係る別図を次のとおりとする。

. 五 五五

四四

環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、 山口県山口

#### 山口県告示第五百二十号

告示第三百九号の四)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。 騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示 (昭和五十五年山口県

平成十七年九月三十日

に吉敷郡小郡町及び阿知須町」を削る。 表指定地域の欄中「、熊毛郡田布施町」を「並びに熊毛郡田布施町」に改め、

山口市に係る別図を次のとおりとする。

環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、 山口県山口

### 山口県告示第五百二十一号

県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行す 振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十三年山口

平成十七年九月三十日

山口県知事 井

成

び阿知須町」を削る。 熊毛郡田布施町」を「並びに熊毛郡田布施町」に改め、「並びに吉敷郡小郡町及

山口市に係る別図を次のとおりとする。

環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。 (「次のとおり」は、 省略し、 その図面を山口県環境生活部環境政策課 山口県山口

### 山口県告示第五百二十二号

Щ

告示第三百六十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。 振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十三年山口県

平成十七年九月三十日

山口県知事 井 関 成

に吉敷郡小郡町及び阿知須町」を削る 表指定地域の欄中「、熊毛郡田布施町」を「並びに熊毛郡田布施町」に改め、「並び

山口市に係る別図を次のとおりとする。

環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。 (「 次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、 山口県山口

# 山口県告示第五百二十三号

井

関

成

「 並 び

百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。 悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示 ( 平成八年山口県告示第二

平成十七年九月三十日

山口県知事 井 関 成

び阿知須町」を削る。 「、熊毛郡田布施町」を「並びに熊毛郡田布施町」に改め、 「並びに吉敷郡小郡町及

山口市に係る別図を次のとおりとする。

環境保健所及び山口市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、 山口県山口

# 山口県告示第五百二十四号

岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号) 第七条第四項の規定により、北長門海

その概要は、次のとおりである。

及び長門市役所油谷総合支所に備え置いて縦覧に供する。 事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、 山口県長門農林事務所

平成十七年九月三十日

山口県知事 井 関

成

	国定公司 国定公司 国岸	公園名
	営場事業 野 学 等	事業名
	長門市油谷向津具上 ( 大浜海岸 )	位置
	方メートル 公衆便所・シャワー棟 ─○九平 炊事棟 三三平方メートル	規模
_		

# 山口県告示第五百二十五号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療 室積薬局 ちの薬局

光市室積大町二二番一六号

いそべ歯科医院

友愛歯科医院

光市室積四丁目一番一号 宇部市大字妻崎開作四九九の 岡村医院 藤中医院

吉敷郡小郡町大字下郷ニー九三の 玖珂郡周東町大字祖生四五七八

室積薬局 うちのうみ歯科

光市室積大町二二番一六号 山口市中央一丁目六番一六号

> 11 11

平成十七年九月三十日

医療法人信和会高嶺 宮里内科 名 医 病院 称療 周南市大内町九番一六号 宇部市大字川上一〇四四 所 機 在

関

Щ

口県知事

\_

井

関

成

日

地 平 成 廃 t 止 年 月

11 11 ţ 11 Ξ

三 11

 $\overline{\circ}$ 

松涛会 医療法人社団

山口県

番一号電

町

<del>も</del>八 Ξ

山口県告示第五百二十六号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

平成十七年九月三十日

Щ

口県知

事

=

井

関

成

祉サービス 株式会社河村福

名居

宅 介 称護

支

指

定

年

月

日

|療法人信和会高嶺病院 称療 宇部市大字善和一八七の日 所 機 在 関 地

周南市大内町八番三〇号

Щ

宮里内科

矢

名

岡村医院

黒石デンタルクリニック

平成一七、 11

三吉敷郡小郡町大字下郷三〇四六の

四 "

11

11

九

11 //

柳井市南町七丁目一四番七号 下関市武久町一丁目一三番八号 11 " 11 四

山口県告示第五百二十七号

る同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

の届出があった。

平成十七年九月三十日

称名又は名 介 護

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

福祉サービス 株式会社河村

宅

称介 護 所事 在業 地所

廃止年月日

山口県知事 \_

関

成

の 井

名居 種事 類業

四番二号 生町

三五号 三丁目 一六番 下関市横野町 福祉サービス株式会社河村 ニック系藤内科クリ 四番二号 生町

護訪問

介

平 成 一

Ξţ

Ξ

五

"

二の下 番浦町 四九丁 号目 1

二 三 萩 市 大 井 一 七 シテハ通 ョ ビ所 ン「リリ

介所短 護生期 活入

三、

11

の所在地 まま 者 名居 宅 介 称護 支 所援 事 在業 地所

廃止年月日

番二号相生町 四 支援センター 社が出来式会社河村福 号丁目一一番二七 一番二七

平 成

Ξţ

Ξ

山口県告示第五百二十八号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 項の規定により、

平成十七年九月三十日

称名又は名 定介 護

宅 称介

護

所事

在業

地所

種事 類業

指定年月日

の

山口県知

事

井

関

成

のた住事 所る所 在事又 地務主 地務主 名居

四番二号生 町

福祉サービス 株式会社河村

福祉サービス 株式会社河村 の岐宇 四波部市 四大字西

護訪問

介

平成

四七

祉山社 事具福祖 団会福 祖会法人 リームライフ有限会社ド 有限会社で 山口県告示第五百二十九号 人健仁 人社団 ス 九番六号 山口市大手町 三五号 号丁目 一六番 一六番町 六九の 大字 西 長 野九 大 野町 七日山 番出明陽 二二三 日 日 日 日 市 号丁目三番三六 周南市秋月二 号目光 一市 四光 番井 " // // 科涛会彦島内医療法人社団 シスはぎ園 オーム・オア 所すてっぷ 宅老 ごれサービス 南テ計制の 温セデ 泉ンイ タサー テ訪 | 問 シ彦 ョ |島 IJ - ムライフ - ションド スランド ト<sub>内</sub>ステ科 · 滝ビ 部ス

内団

四の下 番浦町 五 号 丁 目 江 目 江

八通 ビ所リリ

六

11

11 11

11

介所短 護生期 活入

11

11

11

ション

六九の 大字 西 長 野九 東 町

11

11

11

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成十七年九月三十日

称護

の主援

支

山口県知事 井 関 成

名居 祉サービス 株式会社河村福 宅 介 称護 支 波四四〇一の四字部市大字西岐 所援 事 在業 地所 平成 指定年月日 四七

人社団村 番二号 生町四 番須 業所 居宅介護支援事 あおぞら・有帆 一一七 字有帆五三五の 山陽小野田市大 11 六

#### 山口県告示第五百三十号

—— 七丁

ン護

周ス

九号目二番 工器

町

11

11

八

"

から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成十七年九月三十日

解除予定保安林の所在場所

山口県知事

=

井

関

成

○大下 の字間 一滝豊 二二 二 二

護通

所介

11

ţ

11

丁目三番三六周南市秋月二

11

11

11

号

次の図に示す部分に限る。 吉敷郡秋穂町西字東立岩一五七・一五八・字河原縁二三五の一 (以上三筆について

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

土地改良事業用地とするため

「次の図」は、 省略し、 その図面を山口県農林部森林整備課及び秋穂町役場に備え

置いて縦覧に供する。

二萩 三市 の六井

七

11

11

四

"

11

### |口県告示第五百三十一号

Ш

安林を次のように指定する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、

保

平成十七年九月三十日

山口県知事

\_

井

関

成

保安林予定森林の所在場所

長門市渋木字正ケ谷三六一の三五

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

"

1 次の森林については、 主伐は、 択伐による

その他の森林については、 長門市渋木字正ケ谷三六一の三五(次の図に示す部分に限る。 主伐に係る伐採種を定めない。

2

3 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 長門市森林整備計画で定める標準

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部

# 山口県告示第五百三十二号

から施行する。 成十六年山口県告示第六百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平

平成十七年九月三十日

山口県知事 = 井 関 成

に改め、三の三の3を削り、三の四の7を次のように改める。 月十六日から同月三十一日」を「平成十七年十月一日から平成十八年十二月二十八日」 三の三の2中「平成十六年七月一日」を「平成十六年五月一日」 に 「平成十八年

7 のの終了の日以降に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し 建設業者にあっては、資格審査申請時までに終了した営業年度のうち直近のも

# 山口県告示第五百三十三号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十七年九月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成十七年九月三十日

山口県知事 = 井

関

成

道路の種類 般国道

道路の区域 線

路

名

九一号

	D.
	X
	間
_	IB
	旧新別
	(大力の
	(メートル)敷地の幅員
_	じ貝
	(延え
	(メートル) 長
	ル長
	備
	老

### 山口県告示第五百三十四号

の四地先までの四地先までの四地先まで

旧

最最 広狭

\_ 八八 八八

一四九・〇

新

最最 広狭

八五 二〇

四九・〇

完了による。道路改良工事の

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十七年九月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成十七年九月三十日

山口県知事

=

井

関

成

—— 九般 一国 号道	路線名
同市豊北町大字神田上字支度二四八の四地先まで「関市豊北町大字神田上字和久一八四の三地先から	供用開始の区間
日平成十七年十月一	供用開始の期日
	一号 同市豊北町大字神田上字支度二四八の四地先まで 日国 道 下関市豊北町大字神田上字和久一八四の三地先から 平成十七年十

# 山口県告示第五百三十五号

定に関する告示 (昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二)の一部を次のように改正 Ų 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指 平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 井 関

成

の表中

小門	紅柴山	壇之浦風致地
"	"	地区
"	"	下関市
図のとおり)を除く。)(小門海峡両岸の家屋連たん部分の地域(次の都市計画法第二章の規定により定められた地域)	の赤市と間計	の規定により定められた地域都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章

平成17年	9月30	日	金曜日		Щ	[		県	Į	報	ڒ)	定期)		第	1692	号	
文化財 神)の森 神)の森 赤崎神社	二の3の表中	国宝 瑠璃光寺五重塔	租別名	を削り、二の2の表	φ, "	要文化財 洞春			重要文化財(住吉神社拝殿)	- 二の1の表中	地区	では、一番のでは、「「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」では、「」では、「」では、	番宮ツ	海 岸 "	日和山	綾羅木海岸 "下	長府外浦海岸 "村"
楽   (山   規   別   リカラ		山	称	の表を次のように改める。	附属屋 割館	令L	Ш	令山	社拝殿 下関		部市大字上宇		宇部市大字上宇			下関市	大字 豊浦
ノ内ニ六八八番地ト関市大字蓋井島下関市大字蓋井島		口市大字上宇野令  瑠璃	也	以める。	地の一地の一		了 市大字上字 野 -	口市大字上字野	市一宮町		の規定により定都市計画法(昭	,	"	j	都市計画法第二章	羅計大川以第	図のとおり) を (平地部及び一 都市計画法第二
赤崎神社の境内地 規定により指定された地域 文化財保護法第七十八条第一項の		瑠璃光寺の境内地	地域		定により指定された建造物の  文化財保護法第二十七条第一	洞春寺の境内地		洞春寺の境内地	住吉神社の境内地		定められた地域昭和四十三年法律第百号)第二章				の規定により定められ	Fの地域(次の図のとおり)を除一章の規定により定められた地域	を徐く。)一般国道九号線以西の地域(次の一般国道九号線以西の地域(次の二章の規定により定められた地域
を	J				敷項地の規	           	[ ;	7	<u>-</u>		に改め	_				を	
									め						ي ا ا		
天然	"	"		"		"	"		"	史	"	"	"	史	_ _ _ 0 4	化財	重要有形民俗
天然記念物 干珠樹林	 石 柱 渓	狗留 孫 山		仁馬山古墳		<b>框栗浜遺跡</b>			土井ケ浜遺跡	陶陶窯跡	陶富	高杉晋作墓	中山忠光墓	長門鋳銭所跡	表中	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	俗
千珠一一三五番地下関市大字豊浦村字	出字地吉下関市豊田町大字今	下関市	幡	ア 大字有冨字上 ア 大字有冨字上	下関市大字延行字神		下関市綾羅木		嘎跡 用上八九一番地下関市豊北町大字神	九六七番地	九六七番地山口市大字陶字向田	岩田	ケ野 綾羅木本町勝	下関市長府町		プレスコ六ハハ番地	5. 奇申土於美数 長門市東深川字土井
地字 "	"	"		"		II .	"		字神 ″	定により指定された地域文化財保護法第百九条第一項の規	"	"	"	定により指定された地域文化財保護法第百九条第一項の規			
	を 削	_ 及 び		`		``	_ 、		`	に改		**************************************	Ē	規			こ 女

新岩国駅前広場

岩国市大字御庄

駅前広場

新岩国駅前広場

岩国市大字御庄

"

Щ

る

新下関駅前広場

下関市秋根南町一丁目

駅前広場

報

තූ

長門線の終点までの間 - 長門市一般国道三一六号との分岐点から同市県道下関

羅線 福浦港金比 |羅線の終点までの間| |下関市県道南風泊港線との交差点から同市県道福浦港金比

八の表中

市」に、「萩市から下関市」を「萩市から長門市」に改める。

六の2の表区間の欄中「玖珂郡和木町から下関市」を「玖珂郡和木町から山陽小野田

下関駅前広場 株式会社 番銀道 宇部駅前広場 宇部市大字際波字新堀 下関市竹崎町 駅前広場 下関駅東口の駅前広場 を

宇部駅前広場 宇部市大字際波字新堀 駅前広場

ビ

を

に改め

## 山口県告示第五百三十六号

受けなければならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第百五十六号 の四)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を

平成十七年九月三十日

山口県知事 井 関 成

同市一般国道二号との交差点までの区間、県道下関長門線にあつては、同市県道下関長 点から同市一般国道四九一号との交差点まで及び同市一般国道四九一号との分岐点から 一の1の表区間の欄2中「、県道下関美祢線にあつては、下関市県道下関美祢線の起

門線の起点から同市一般国道四九一号との交差点までの区間」を削る。

# 山口県告示第五百三十七号

を 削

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示 (昭和五十六年山口県告示第千九十九号) 一部を次のように改正する。

平成十七年九月三十日

の

本村町六丁目地区に関する部分二(区域の範囲を次のように改める。

山口県知事

井

関

成

区域の範囲

と八号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号

								Ι.
"	"	"	"	"	"	"	下	市
							関	
							市	名
"	"	"	"	"	"	"	彦島本村町六丁目	町
八四五の七	六三六九の五地先	<u>ハ</u> = の -	八五五の一	八五〇の一	八五三の五	五三三の二	八四五の四	地
								番
八 号	七号	六号	五号	四号	号	<u></u> 号	ㅡ 号	標
								柱
								番
								号

# 山口県告示第五百三十八号

四号) 第四十九条の規定により、次のとおり告示する。 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 ( 昭和四十年政令第十

に供する。 その関係図面は、 山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧

平成十七年九月三十日

山口県知事 =井 関 成

平成十七年九月三十日 廃川敷地等が生じた年月日 富田川水系神代川

河川の名称

Ξ 廃川敷地等の位置

廃川敷地等の種類及び数量 周南市大字小畑字矢当地一四一番五

四

六・二一 平方メートル

# 山口県告示第五百三十九号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、 柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 \_ 井 関 成

,	四八六・〇 九、〇四四・五〇		= · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	四〇〇〇 \ 阿	井市伊保庄字前大波四四 ・四〇〇〇の二八 次 四〇〇〇〇	れで四八〇熊 柳 、〇毛 井 四四〇三の郡 市 〇〇〇九三平 伊
	(平方メートル) る土地の面積 道路の敷地とな	延 (メートル)	幅 (メートル)	番地	ロ 及 び	地名
_						

Щ

П

# 山口県告示第五百四十号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、山口土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 = 井 関 成

九吉敷	地
九 曹 郡 郡 秋 穂 町	名
東字	及
黒石	び
『東字中黒石二八八六の	番
六 の 一	地
	幅
∴ •	(メートル)
	延
二 九 五	(メートル)
- 八 · ○ ○	(平方メートル) る土地の面積 道路の敷地とな

(五一九)大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 十七年五月十七日山口県公告 (二八七) に係る大規模小売店舗について次のとおり下松 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成十七年九月三十日から同年十月三十一日までの間、 山口県商工労働

平成十七年九月三十日

山口県知事

=

井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名称 下松市大字生野屋五〇七の一 アルク生野屋店

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

(五二〇)国営豊北地区(江尻下換地区)農地再編整備事業に係る不換地の指定

た。 行に係る江尻下換地区につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しまし る同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、国営豊北地区農地再編整備事業の施 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用す

平成十七年九月三十日

山口県知事 =井

関

成

開発区域に含まれる地域の名称

防府市大字植松字砂田、字中河内西、 字上下河内及び字西堂ノ本

開発許可を受けた者の住所及び氏名

下関市綾羅木新町三丁目七番一号

株式会社安成工務店



# 山口県教育委員会告示第七号

号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。 教科用図書採択地区の設定に関する告示 (昭和三十九年山口県教育委員会告示第九

平成十七年九月三十日

Щ П 県 教 育 委 員

会

佐波郡、 吉敷郡」を削る。



# 山口県選挙管理委員会告示第百四十二号

あった政治団体の名称等は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成十七年九月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

自県部田牧	
民国工士	政治団(
党 山口 大	体の    本の
十二	先代 泰
卓男	表者の
十二十	会計 者の
康弘	責氏任名
玖珂郡周東町大字下久 原2393の15	主たる事務所の所在地
	その他の事項
平成17、8、5	編出(編出)

一	4 + 9	Hau		壶唯		<u> щ</u>	<u>н</u>	乐		权	(	<b>止</b>	)	5	5 /08	7 万	
民主党山口県第一	自由民主党錦支部	自由民主党田万川支部	ì	基 述 画	平成十七年九月三十日	あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)	山口県選挙管理委員会告示第百四十三号	若﨑啓一後援会	山代幸男後援会	みやもと昭義後 援会	松本哲男後援会	藤尾憲美後援会	高松ひでき後援 会	北角よしゆき政 策研究会	北角よしゆき後 援会	加藤たかし政策研究会	自由民主党山口 県衆議院選挙区 第二支部
一区総支部	いい	三支部	3	Ŕ	九 月 三	法(四異動	理委	推 湿	小林	田田田	松本	自田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	<b>第</b>	北角	田	加藤	福田
<i>차</i> 맭				Э	十日	事 和 二-	<b>負</b> 会	遊 子	氖男	矩 <b>博</b>	哲男	晴大	晃浩	中華	茂照	龗	员
				分答		は、上の次年	宗第	中野	山代書	川瀬	松本ラ	輾	沿船	"	北角	加藤	小林
		N3			Ц П Ш	のとお	百四四	拓彦	山代美代子	数雄	松本寿美代	久幸	安宴		A 香	寿	料川
=	代表者	会計責任者	4	即事情	·選挙管 理:	次のとおりである。年法律第百九十四日	十二号	吉敷郡阿	山陽小野E 1356の 2	玖珂郡美利 131の1	柳井市大畠1182の	下関市豊大	山陽小野田市新生 目11番44号	" "	山口市中央	下関市上E 22番8号	岩国市大字通津2624
北角 嘉幸	畑原 基成	橋本 徹也	新	異動	山口県選挙管理委員会委員長	号)第七条第一		吉敷郡阿知須町531の 2	山陽小野田市大字有帆 1356の 2	玖珂郡美和町大字西畑 131の1	<b>計</b> 1182の3	下関市豊北町大字神田 上7298	田市新生2丁 号	"	央5丁目8番	田中町2丁目	字通津2624
西嶋裕作	寺本 隆宏	水津 一之	⊞	内容	長 福 田	第一項の規定に											
" 17	" 4	平成17、8、1		編席 施品 地子	隆司	項の規定による届出が		" " 26	" " 2	" " 26	" " 30	" " 12	" " 11	" " "	" " 10	" " 16	" " 23
						/),		-						1			

福田稔後援会

东

表

妣

出田

護明

藤尾

鲻

=

22

山口県柔道整復師連盟

会計責任者

横井美由紀

勇人

=

=

久保英治郎

田田

光生

津野啓子後援会

つかもと誠治後援会

##

務

疋

柳井市古開作 434の1

柳井市大字古 開作619の2

=

会計責任者

津野健一郎

竹川

2年

務

疋

山陽小野田市 大字郡521の

|厚狭郡山陽町 |大字郡521の|

=

29

近藤康夫と未来を拓く会

7

表

妣

福井

뒞

四

方規

31

##

務

严

山陽小野田7 大字東高? 1385

市泊

小野田市大字 東高泊1385 会計責任者

加藤

寿彦

발

泰範

=

18

上田泰生後援会

民主党山口県第四区総支部

东

表

妣

加藤

解

加藤

寿彦

会計責任者

北角

祐香

大教

和男

# 山口県選挙管理委員会告示第百四十四号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出

平成十七年九月三十日

河内 卯一	代表者の 氏 名	
中野 勝人	会計責任 者の氏名	
下関市豊北町大字神田上49	主たる事務所の所在地	
平成17、	解 年月日	

山口県選挙管理委員会委員長

福

田

隆

司

松本哲男後援会

松本

范肥

松本寿美代

柳井市大畠1182の3

平成15、 12、31 中野修後援会

政治団体の名称

\_

=

司

成

金二千七百円 (送料共)